

第2号様式

平成24年度第3回法務省入札監視委員会審議概要

開催日時及び場所	平成25年1月29日(火) 10:00~12:00 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授) 秋山 哲一 (大学教授)	
審議対象期間	平成24年8月1日から平成24年11月30日まで	
抽出案件	総件数 6件	(備考)
工 一 般 競 争	1件	
標 準 指 名 競 争	1件	
事 随 意 契 約	1件	
業 簡 易 公 募 型 プ ロ ポ ー ザ ル 方 式	0件	
一 般 競 争	1件	
簡 易 公 募 型 競 争	1件	
務 標 準 指 名 競 争	0件	
随 意 契 約	1件	
	意見・質問	回 答
委員からの意見・質問, それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
	具申又は勧告	回 答
委員会による意見 具申又は勧告の内容	なし	なし

別 紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>1 工事の発注状況について 特になし</p>	
<p>2 業務の発注状況について 業務の契約件数は6件ですが、契約件数としては、昨年のこの時期も大体これくらいか。</p>	<p>今回の対象期間である8月1日から11月30日については、今年度は非常に少ないです。昨年度までは、平成21年度補正予算に関連する業務がありました。今年度はそのような業務がありません。</p>
<p>3 応札者が一者であった契約について 公告期間や公告方法については努力したが、被災地であるために、それでも多数の応札者がなかったということか。</p>	<p>そうです。 同じ庁の他の一般競争入札案件を見ても、やはり他の地域に比較して応札者は少ないようです。この案件についても、三者の応募はあったものの、二者が辞退したために、結果的に応札者が一者となったものです。</p>
<p>4 指名停止等の運用状況について 法務省では、暴力団排除の推進に関する合意書に基づく措置により無期限の指名停止となった企業のうち、過去に指名停止を解かれた例はあるのか。  前回質問した独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の加重についての基準はいかがか。</p>	<p>取消しとなった例はあります。 警視庁又は道府県警察本部から「排除要請の取消しについて」の通知があり、それに基づいて取消しを認めている例があります。  基準はなかったことから、御指摘を踏まえ改正を行いました（法務省ホームページに改正後の「指名停止等の措置要領」を掲示）。</p>
<p>5 抽出案件の審議 (1) 一般競争入札 【一宮拘置支所庁舎屋根・外壁改修</p>	

## 工事】

工事概要書の中で、シート防水、塗膜防水、外壁塗装は面積が明示されているが、外壁改修の浮き、クラックの補修については、調べてみると数量が確定しない。マンションの改修工事などでは数量精算を行う場合もあるが、この場合は数量は業者が調査するのか。

発注者側であらかじめ補修すべき箇所を確認したということか。足場がなくても確認できるのか。

一般的には、このような案件は、事前に調べて数量を確定して発注しているのか。設計変更になるケースもあると思うが。

事前に見積りを取った業者が、入札においてより有利となる場合があるのか。

公平な競争という観点から見ると、気になるが、これはやむを得ないものなのか。

現場に建築の技術者がいることから、事前に現地庁で調査を行いこの職員が補修すべき場所を確認して図面に明示しています。

目視で確認したものと思われま。発注図にはかなり詳しく記載されており、事前に詳しく調査を行ったことがうかがわれます。

設計変更になるケースは、事例としては多いかと思えます。実際に施工していく段階で、クラックの補修も当初はVカットでシールすればよいとされていたものでも、ボンドを注入する必要がある場合には、設計変更の対象となります。

刑務所発注の工事であれば、刑務所に技官がいますので、どの程度の補修をすべきか、その数量がどのくらいかについて、詳細な調査は可能です。

事前に見積りを取った業者に有利に働くとすれば、他の業者よりも早く情報を仕入れることができることです。入札公告前にどのような工事が発注されるかということを知ることができますし、見積りを行う際に現場を確認していると思えますので、現場の状況を知ることができます。

一般競争ですので、何者集まるかは事前に予想がつかないので、問題はないと考えます。

指名競争に付すような場合で、か

つ、事前に見積りを取らないと予定価格を算出することが困難な場合は、事前に指名する業者全てから見積りを取ることにはできると思われます。

私どもでは、原則として三者以上から見積りを取るという指導をしています。

どこの業者から見積りを取ったかについて、他の業者に知らせることはなく、業者間にも、どこの業者から見積もりを取ったかという情報はないはずです。

どこの業者から見積りを取るかの基準、考え方はあるのか。

これまでに付き合いのあった業者から見積りを取っていると思います。

今回のケースでは、塗装と防水という要件を設定しているので、そのリストの中に過去に付き合いのある業者があれば、そこから見積りを取っているものと思います。もしリストに付き合いのない業者ばかりでも、三者以上から見積りを取るよう指導しています。

見積りを取るときに、報酬は出すのか。

無償です。

実際に現場で予定価格を作る側とすると、見積りを徴取するにもかかわらず報酬は支払わないので、見積りだけを依頼するのは難しいです。物品購入の場合は、ある程度定価が決まっていますので、比較的簡単に見積りを出してもらえるのですが、工事の場合は依頼してもなかなか出してもらえないことが多いです。そのため、何度かお付き合いをした業者にお願いして出してもらうことが多くなります。三者の見積りを集めるだけでも、現場では苦勞しているのが現状です。

見積業者と落札者の関係は、今後とも注視していく必要がある。

今回のケースでは、見積りを取った業者が最低価格と最高価格で応札して

予定価格は、三者から取った見積りの平均になるのか。

最低価格から上げる場合も下げる場合もあるのか。

競争入札の場合には、業者の示した価格で施工できるのか不安がある場合には、低入調査を実施する手続ですが、同じ考え方をすると、業者の示した価格で不安がある場合には、予定価格をそれよりも上げることが考えられると思うが。

入札前に参考見積を取る場合は、設計見積を依頼するのか。

## (2) 標準指名競争入札

【平成24年度山形刑務所職業訓練棟等内部模様替工事】

競争参加資格等審査委員会の議事録に、技術者が少数の業者を除外したとありますが、「少数」というのは抽象的な表現であることから、忝

いることから、見積りを取った業者が必ずしも有利になるとは限らないと思いますが、注視していきます。

現地での発注の案件なので確定的にはいえませんが、法務本省で発注する場合は、三者のうちの最低価格を参考にします。ただし、最低価格をそのまま採用するのではなく、社会情勢等を考慮します。

業者の見積りよりも上げることはありません。

見積りの単価が異常に低い場合には、その見積りを採用しないことはあるかもしれませんが、一般的にはそのような価格を出す業者には、見積り依頼を行うことはないと思います。私たちが建設業者に直接見積りを依頼することは余りありません。多くはメーカーです。もし他社よりも極端に低い価格の見積りが出されれば、その価格が間違っていないかの確認をします。

物品でいえば定価での見積りを依頼します。予定価格を作成する際は、そこから価格を下げて作成しますが、業者側は定価から価格を下げて入札してきますので、参考見積を取った段階で競争が働くことはありません。

明確な数字で基準を定めたほうが適切と考えます。

意的に運用されていると考えられる。

見積り依頼では、数量は発注者側で決めて、単価だけ業者が決めるのか。

見積りに参加した業者は数量が分かることになるが、当然、守秘義務を課しての依頼となるのか。

書面を交わすのか。

データの削除まで求めるのか。

見積りの数量と、入札時の数量が変わることはあるか。

通常、入札の際には質疑応答の機会がありますが、見積り書を取るときも質疑応答の機会があるのか。

### (3) 随意契約

【黒羽刑務所炊場・講堂棟等新営（建築）工事（第3回変更）】

（広島刑務所逃走事故を受けて）  
今後は新しい仕様の仮設塀で発注していくのか。

他の案件でも、仮設塀の変更は、やはり見積り回数は多くなっているのか。

普通はそうです。私たちが見積りを取るときは、価格を比較するため、内訳書を作ってその書式に単価を入れてもらう形で取っています。

守秘義務を課します。

見積りを依頼するときに、覚書を取り交わしています。見積り依頼書に守秘義務について書かれています。

事前に知り得ている情報を他社に漏らすということは、一種の談合の懸念があるといえますので、談合として処罰される可能性があります。

そこまでは求めていません。

設計の内容を見直す場合には、そういうこともあると思います。

質問があれば、文書で質問を受け、文書で回答します。質問を出した業者だけに回答するのではなく、参加者全員に回答します。

はい。既にそうしています。

同種の変更契約では、見積り回数は多くなっています。

か。

#### (4) 一般競争入札

##### 【石巻拘置支所敷地調査】

事前に見積りを取ったとのことですが、業者からの見積書は、ざっくりとしたものか。

見積書の細目が別途あるのか。

労務費が上がっている被災三県だから見積りを取ったのか。被災地以外でも見積書はとるのか。

見積書は三者以上から徴取することになっているとはいえ、この案件では、なぜ三者以上（九者）から徴取したのか。

見積業者の中に今回落札した業者が入っていれば、異なる結果になったのか。

#### (5) 簡易公募型競争入札

##### 【平成24年度札幌刑務所車庫棟等実施設計業務】

実施設計業務でも大事務所が参加することはよくあるのか。

法務省では実施設計だけを外注さ

法務省から数量を提示して見積りを徴取しています。金額のうちほとんどが人件費です。

細目の内訳書はあります。

測量業務が含まれている場合には、全国一律に見積書を取っています。地盤調査の場合は、特殊な事案でなければ、法務省で持っているデータから予定価格を算出することができますので、見積書を取らない場合があります。

業務場所が東北であることから、市場価格のバラツキが大きいことを想定して、見積書の依頼先を増やしたのではないかと思われます。

今回の落札業者は、参考見積を集めている段階では宮城県に営業所がなかったため、見積書を取ることはできなかった。仮に依頼していたとしても、設計見積ですので、定価ベースでの見積書となっていたと思われます。

これまでの札幌刑務所の他の業務を受注していることもあり、今回のように比較的金額の小さな業務でも参加したのだと思われます。

そうです。

れるのは一般的なのか。

(6) 随意契約

【平成24年度静岡刑務所炊場・講堂棟等実施設計業務】

基本設計と実施設計をプロポーザル方式で発注していた場合、地中埋設物などによる設計変更のリスクを受注業者が負う可能性もあるのか。

地中埋設物が存在するということを発注者が正しく情報提供する必要があると思います。そのため、発注者責任になります。

敷地調査や地盤調査の際も発見されなかったことから、地中埋設物の存在を想定できなかったといえます。